

平成 30 年 10 月 17 日

国 税 庁

**北海道の一部の地域内に連絡先の事務所所在地がある法人の皆様への
申告書等用紙に係るお知らせ及び申告・納付等の期限について**

この度の平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第 11 条の規定に基づき北海道の一部の地域（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

各法人の皆様に対しましては、申告手続の一助として、申告書等用紙（確定申告書及び予定（中間）申告書）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、指定地域内に連絡先の事務所所在地（申告書等用紙の送付先）がある法人の皆様につきましては、通常どおり発送しております。

また、e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましては、通常どおりメッセージボックスへ格納しております。

このように申告書等用紙の発送等をさせていただいているところですが、指定地域外に納税地がある法人の皆様につきましても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

○北海道の一部地域（指定地域）

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
北 海 道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、 勇払郡むかわ町	苫小牧